

社会的危機の歴史背景を 考え直す

——最低生活の保障とは、どういうことか

都留文科大学名誉教授

後藤 道夫

臨時的現金 給付の限界

——困窮の拡大と高止まり

コロナ禍による困窮拡大の本格的調査は、まだないと思います。しかし、食料配布に集まる人数で見ると、2020年4月以来、2022年の秋まで数倍に増え、2023年になっても高止まりしたままです⁽¹⁾。「福祉貸付」利用総件数は、リーマン・ショック期3年間の21万件が、コロナ期では2年半の合計で335万件と16倍（貸付金額は21倍）になりました。大規模

な所得不足が生じ、解消されないで残っていることは明らかでしょう。

政府は、事業維持のための給付や貸付のほかに、コロナ禍による所得減少にたいして、総額15・3兆円というかつてない規模で直接の現金給付を行いました⁽²⁾。しかし、これは一時的な給付であり、所得の回復がままならない人々に対する持続的な支援策ではありません。

通常時に、生活保障システムが十分に機能していれば、それを臨時的に拡大し、さらに一時的な現金給付を上乗せして、大災害、パンデミックに対応する

ことが可能です。しかし、これからみるように、日本の場合、社会保障の臨時的拡張は十分に機能せず、危機対応はあたかも飢饉きんげんの際の「お助け米」のような水準にとどまりました。食料配布数の高止まりは、その限界を示したものだと思います。

コロナ禍による 雇用収縮と所得補償

——その歪みと脆弱

リーマン・ショックによる困窮拡大（Ⅱリーマン期）も、コロナ禍による困窮拡大（Ⅲコロナ期）も、その最大の要因は雇



用収縮による賃金の喪失・減少でした。そうであるなら、雇用収縮による所得減を補う諸制度・法規制が十全に機能すれば、現在のような困窮拡大は起きないはずです。リーマン期と比較しながら、どうだったのか検討しましょう。

雇用保険の機能不全と休業補償の脆弱

コロナ期の雇用保険失業給付は多くありません。リーマン期では、リーマン・ショックが起きた2008年12月からの1年間で、失業給付の初回受給者数は、それ以前の1年間と比べて73万人増えています。他方、コロナ期の失業給付では、202

0年4月から2021年3月までの初回受給者増加分（対前年度）は22万人にすぎません。

失業給付がコロナ期に少なかった理由の第1は、コロナ期の雇用収縮の相当部分が、雇用を維持した状態でのシフトカットや就業時間減、就業日数減として行われ、その人々は失業給付の対象とはならなかった点にあります。

しかし、そうした時間減、休業などへの休業補償はどうかといえ、それも脆弱でした。NHKとJILPT（独立行政法人・労働政策研究・研修機構）の共同調査によれば、2020年4～10月に時間減、休業を経験した労働者で、企業からの休業補償が労働基準法どりの水準で支払われた割合は、非正規労働者で男性44%、女性45%、労働者全体で男性69%、女性55%にすぎませんでした⁽³⁾。

なお、ここでの時間減は労働時間半減30日以上、休業は7日以上のケースを計上しています。雇用保険の雇用調整助成金

（休業補償補助）などが、要件緩和されて約6・4兆円が事業主に給付されたのですが⁽⁴⁾、それでもこの状態でした。

休業補償をしない理由としては、コロナ禍による休業やシフト減は「事業主の責による休業」ではない、あるいは、シフト制労働で補償対象となるのはシフトが確定していた分だけだ、などが主張されました。厚生労働省もこうした解釈を否定していません。不安定雇用労働者の長期大幅拡大にもかかわらず、シフト制労働者などへの休業補償の法整備も放置されたままであったこと⁽⁵⁾、後でふれますが、パートタイム労働者の割合が3割を超え、事業主は労働者の生活を配慮すべきだ、という社会規範が緩んできたことなどが背景として考えられます。

一方、解雇・離職はリーマン期よりは抑えられましたが、それでも、20～64歳の非正規労働者で150万人、正規労働者で120万人程度が、2020年4～10月に解雇・離職を経験し

ています⁽⁶⁾。解雇・離職についての所得補償はどうだったのでしょうか。

雇用保険制度は週20時間未満の労働者を対象としていません。しかし、コロナ期の雇用収縮が激しかった産業は特に20時間未満の割合が高く、雇用保険未加入が多いのです。宿泊・飲食サービス産業の15～64歳労働者では、男性の45%、女性の68%が未加入と考えられます。これが、失業給付がコロナ期に少ない第2の理由です。

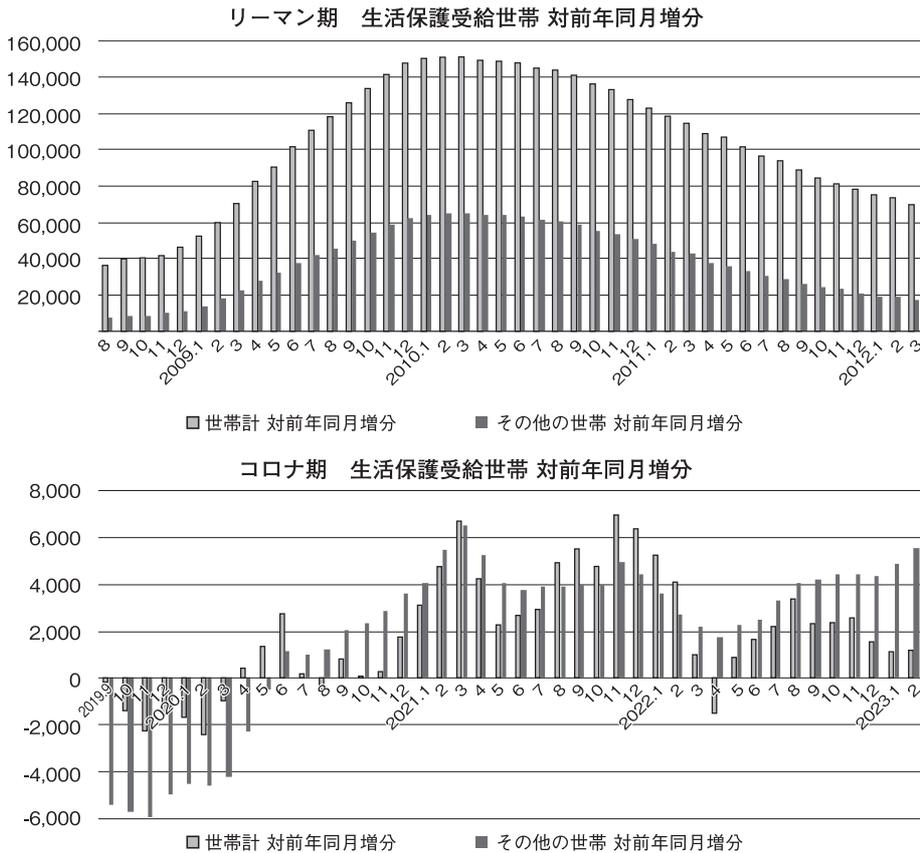
さらに、加入していても、不安定雇用の労働者は失業給付を受けにくく、これがコロナ期に失業給付が少ない第3の理由となっています。失業給付を受けるためには、原則、被保険者期間が1年以上必要です。そのため、被保険者期間1年未満で離職して失業給付を受けているのは、受給者全体の2～3%にすぎません（必要な被保険者期間が半年から1年への制度改正が施行された2007年以前は10%程度）。

「雇用動向調査」によれば、

2020年1年間で離職した労働者中の勤続1年未満の割合は、パートタイムが41%、フルタイムは22%でした。パートタイム労働者の相当部分は、雇用保険に加入していても、実際には失業給付から排除されることばかりです。コロナ期の離職はパートタイム労働者が多かったため、雇用保険加入の離職者のうち失業給付を実際に受けた割合は2年間で19%でした。リーマン期2年間は31%です。

リーマン・ショック以前、雇用保険の給付を大幅に縮小する制度改革が2000年から2005年にかけて相次いで行われました⁽⁷⁾。給付期間も給付額も大きく下がり、失業者の中で受給している割合も4割から2割強へと落ちました。この割合の低さは、先進国中では有数です。生活が困難な失業者が増えただけではなく、困窮した状態で仕事を探すわけですから、労働条件についての交渉力は大きく下がり、賃金低下を促進した

図 生活保護利用世帯の変化 コロナ期とリーマン期



と思われる。ヨーロッパ諸国であれば、この改正は「ゼネストもの」だったのではないでしょう。リーマン期の困窮拡大にも大きな影響があったはずで

す。コロナ直前の2019年で、その割合は31・5%と労働者全体の3分の1近くになっていました（「毎月勤労統計」）。「就業構造基本調査」によれば、中でも20時間未満の割合は21世紀に入ってから大きく伸びました⁽⁸⁾。年間200日未満かつ不

**最後のセーフティネット
たることを嫌う
生活保護制度**

規則就業と20時間未満の男女合計は、2002年から2017年で286万人から547万人になっていきます。雇用保険制度は二重三重に実情に合わない制度となった状態で、コロナ禍に遭遇したのです。

**生活保護受給「その他の世帯」
増加はごくわずか**

生活保護はどうだったのでしょうか。コロナ前の2019年度平均に比べると、受給世帯数は2020年度で1200世帯、2021年度5800世帯、2022年度（〜2023年2月）7400世帯、増加しました。しかし、生活困窮の拡大状況を念頭に置くと、この増加数はいかにも小さいと思います。図はリーマン期とコロナ期を示したのですが、比べるとはつきりします。

薄い色の棒は生活保護受給世

帯合計の対前年同月での増加分であり、濃い棒はそのうちの「その他の世帯」（高齢者世帯、母子世帯、傷病者世帯、障害者世帯、以外の世帯を指し、失業、勤労収入不足等による困窮世帯を含む）の増加分を示しています。縦軸の数値を見れば一目瞭然ですが、リーマン期の増加数はコロナ期の数十倍の規模になっています。受給世帯数の対2008年増加分は、2009年で10万世帯、2010年25万世帯、2011年35万世帯でした。

リーマン期もコロナ期も雇用の大きな収縮があり、リーマン期はそれに対応して「その他の世帯」が大きく増えましたが、コロナ期はごく少数の増加にとどまりました⁽⁹⁾。雇用収縮による困窮の最後のセーフティネットたる生活保護は、今回、ごくわずかしかな機能しなかったといつてよいでしょう⁽¹⁰⁾。賃金が大きく喪失・減少し、しかも、雇用保険や休業補償の法制度が機能不全状態であり、それでも、

なお、生活保護が必要な広がりを見せなかったのはなぜなのでしょう。

食料配布では生活相談を行う場合が少なくありません。生活保護は、相談員が提案する重要な選択肢の一つですが、担当者がそれ以外に生活を安定させる途がないと判断する場合でも、当事者がそれを強く拒否する事例が頻発しているようです。

リーマン期で生活保護受給が増えた後、自民党の片山さつき議員らが先頭を切り、マスコミを巻き込んだ激しい生保バッシングがありました。この影響はたしかに絶大でした。しかし、困窮者が増えても生活保護利用が増えないのは、このバッシングのためだけではないと思います。より構造的な、日本の支配層による長期の自覚的な努力と制度運営の結果ではないか、というのが筆者の意見です。

2014年に成立した「生活困窮者自立支援法」は、普通に考えれば生活保護を受給しておかしくない人びとを、給付期間

が限られている別の制度に誘導する仕組みを作りました⁽¹⁾。これは、生活保護利用を抑制する旧来の運用と生活保護に対する認識がリーマン期に変わる可能性が見られたがゆえに、その転換を抑え込み、受給者増大を繰り返させないための仕掛けの一部だと考えられます。労働能力を想定された人びとの生活「保障」は行わないとする政策思想（次項）が再び立て直され、コロナ期ではほぼ貫徹されたということでしょう。

生活保護をワーキングプアの生活保障に向けたいという選択

——1960年代中葉

生活保護についてのそうした政策思想は、1960年代半ばに選択されています⁽²⁾。

1960年代前半の厚生省は、日雇労働者を中心としたワーキングプア世帯を、生活保護によって積極的に救済する方針を打ち出していました。当時の厚生省はヨーロッパ福祉国家をモデルとし、高度成長に取り

残される人々の救済を考えていたわけでは、

しかし、1960年代半ば、その方針は転換され、運動団体との2年間にわたる激しい闘争の末に、「稼働世帯」の受給を厳しく抑制し、労働能力の有無を事実上の資格要件として押しつける現在のやり方が定着しました（「第二次適正化」）。生活保護受給世帯のうちの「その他の世帯」の割合は、1965年34%、1970年22%、1975年13%、1980年11%と大きく下がります。なお、リーマン期直後の2012年には18%に上がり、コロナ期2020年は15%でした。

1960年代中葉のこの転換は、国家の生活保障責任を小さく、市場依存を大きく想定する、「開発主義」の社会統合理念が常識化していく転換の核となりました。児童手当は当初の厚生省の想定よりずっと小さな、付

け足し的な制度として出発せざるを得なくなり、企業内での職業訓練が標準とされるようにな

り、持ち家政策が住宅政策の中心となるなど、70年代はじめまで、この筋に沿った政策理念転換が労働、社会保障、住宅などの分野で進みます。

こうした動向が広く人々に受け入れられたのは、強力な高度経済成長の維持・促進政策によってそれらが代替・補完されたからでした。つまり、生活保障に関する国家の直接責任を小さく設定し、経済成長を介した結果的・間接的な国民生活支援に大きな期待をかける、そうした枠組みへの理念転換が起きたということです。あるいはむしろ、支配層が1950年代以来、実際にやってきたことを「自覚」するようになる一方で、それに対する抵抗がほとんど起きなかった、と言ってもよいでしょう。

高度経済成長の果実は日本型雇用／年功型賃金を中心的な通路として、多くの人びとの生活向上を支え、「小さな国家責任」と「企業成長と労働者の昇進による生活の維持・向上」は社会

常識となりました。企業主義統合の席卷です。1970年代前半には年金と医療保険の給付水準が向上し、都市部の生活インフラも大きく改善されました。しかし、賃金と公的生活保障との分担にかかわる、生活保障理念、政策枠組の基本が変わった訳ではありません。

1973年以降、高度成長は止まり、労働運動の戦闘力の喪失とともに賃金は停滞しますが、逆に、人びとの企業依存意識は著しく強化されました。このことは、国家責任を大きくするという選択肢が、多くの人びとにリアルなものと感じられなかったことを物語っています。

途中の時期は省略しますが、1997年以降、日本型雇用の解体・縮小がはじまり、不安定雇用と低賃金が急速に拡大し、企業依存、市場依存によってそれなりの生活が可能な人びとは急速に減少します。一方、雇用保険を含む社会保障は削減され続け、医療窓口負担は原則3割となり、社会保険料率も上昇し

ました。長期の賃金減少と年金給付率引き下げは、男性の厚生年金水準を下げました。「小さな生活保障」路線は、リーマン期に突破されかかったのですが、すでにふれたように近年再び強化されています。ただ、低所得高齢者の増加趨勢による生活保障受給拡大を止めることは容易ではありません。

結果として、賃金と社会保険給付などでは生活保障水準の生活は困難だが、生活保障を受給していない、筆者が「谷間貧困人口」と呼ぶ人びとが急速に増大しました。筆者の試算によれば、それは2018年で2550万人（人口の20%）という規模になっています¹³⁾。

他の所得保障制度は最低生活を「支援」するのみ

生活保障以外のさまざまな所得保障制度——雇用保険の失業給付・育児休業給付・介護休業給付、年金保険の老齢年金・障

害年金・遺族年金、医療保険の傷病手当・出産手当、児童手当、児童扶養手当など——は、最低生活を「保障」するように設計されてはいません。言ってみれば「支援」の水準です。「保障」する設計となっているのは、その利用を強く抑制されている生活保障制度だけです。

たとえば、老齢年金ははじめから老齢期の生活を「保障」することは想定されていません。高齢者は年金、アルバイト、貯蓄のとりくみ、親族からの援助の4つで暮らすもの、とされているわけです。しかし、実際には年金のみが収入の高齢者は75歳以上で71%であり（「年金制度基礎調査」2017年）、しかも、男女年金受給権者の52%は月額8万円未満です（「厚生年金保険・国民年金事業年報」2021年）。そのため、消費水準が生活保障受給の高齢者よりも低い高齢者は少なく、2014年の全国消費実態調査をもとにした推計では、その割合は約20%にのびります。高齢者

の「谷間貧困人口」も、2割という規模で存在しているということです。

勤労時の所得の3分の2を1年半まで給付する傷病手当も同様です。傷病手当が最低生活を「保障」するためには、傷病手当から地方税と社会保険料を除いた可処分所得が、単身の生活保障水準に達し、さらに医療費が賄える必要があります。医療費を度外視して計算すると、東京23区では、25歳単身者の生活保障による最低生活費は159万円ですが、傷病手当から社会保険料と地方税を引いた可処分所得がこれを超えるためには、通常時の賃金年収は301万円以上が必要となります（2023年で筆者試算）。

地域によって、計算条件は違いますが、現在の最低賃金と傷病手当制度では、非常に多くの労働者が傷病時に最低生活を保障されないことは明白です。

ここに列挙した社会保障給付、社会手当等はすべて、この点は同じです。

結局、最低生活を保障しない制度群と受給を強く抑制された生活保護の組み合わせが、日本の社会保障制度の根幹をなしているといつてよいでしょう。

雇用と賃金の水準次第で、「谷間貧困人口」は上下しますが、その膨大な存在そのものが、日本の社会保障の制度水準を引き下げる槓杆こうかんとして機能しています。

それは、第1に、非受給の低所得者の生活水準と受給者の生活水準のバランス論を利用することで、生活保護の水準を引き下げる理由を提供します。2013年からの生活保護基準引き下げの政治論理はこれでした。受給して当然の膨大な人々が受給から遠ざけられている(「漏救」)ことそのものが、生活保護が保障する生活水準を「ぜいたく」として批判する環境を作りだし、基準を引き下げる圧力となるわけです。生活保護基準の引き下げは、受給の対象とならうる人々をさらに減少させますから、下方にむかう悪循環とい

えるでしょう。

別の角度から見ると、こうした状況は、多くの困窮者が自分を「真の困窮者」ではない、とみなす背景です。生活保護を利用する「真の困窮者」は「ガン」と努力に耐えられない人びとであり、自分はいくら貧しくても、そうなつてはならない、という意識が絶えずかき立てられてきたのです。

第2に、「真の困窮者」は生活保護を受給しているはず、という理屈が強い力を発揮します。谷間貧困人口は生活保護を受給していないから「真の困窮者」ではないとされ、そのことが、生活保護以外の諸制度が最低生活「保障」を行わない公的な理由とされるのです。生活保護制度を「ダシ」とした社会保障抑制の論理といつてよいでしょう。

「国保旭川訴訟最高裁判決」は「真の困窮者」論の典型です。国保保険料の困窮者からの徴収を合法と判決した理由は、恒常的に生活が困窮状態にある

者は生活保護を受給するはずであり、国民健康保険はそうした困窮者を想定していないから、国保保険料の減免をしなくてよい、というものでした。

これは、(生活保護以外の他の社会保障制度が最低生活「保障」の機能をもたないのは当然)という政策思想の表明と考えてよいでしょう。高度成長後期に形をなし、新自由主義改革の時代に、社会保障の制度水準を引き下げる共通前提となった思想です。

**他の諸制度が
確保すべき保障水準は？**

議論の基準は財政だけか

最低生活を「保障」する機能は生活保護だけが持つ、とされた場合、それぞれの社会保障制度のあるべき保障水準はどのような基準で議論されるのでしょうか。まず、これまでの議論の仕方

を大雑把に思い出して見ました。雇用保険の大幅な給付水準引き下げの際、守るべき基準

についての議論はほとんど表面に出てきていません。保険財政の危機をどうするか、というのもだけでした。国家責任は小さい方がよい、という当時の新自由主義思想が強力に後押しをしたのでしよう。離転職期間は短いほど良い、「失業なき労働移動」をめざす、というきわめて乱暴な議論も、政府の公式見解になったままです。しかし、「失業しても暮らせる権利」を確保することは、労働者側の交渉力水準を保つ重要な条件の不足です。

医療保険の給付削減である窓口負担割合引き上げでも、医療保険として守るべき基準の議論ではなく、医療費増大に抑制をかけ、企業の保険料負担を抑制するという論理のみが幅をきかせました。低所得者の受給抑制を生じさせないという基準があるって当然ではないのか、と考えるのですが。

年金給付率の引き下げでも、年金だけで高齢者の生活を保障することはあり得ない、という

議論が自明の前提となり、年金

だけで暮らす高齢者がどれほどいるか、生活保護制度はその際どのように使われるべきか、ほとんど議論されていないのではないかと思います。年金財政の話ばかりでしたが、それにしても「賦課方式」が徹底されないのはなぜか、膨大な年金基金をどのように維持しようとしているのか、わかりませんでした。必要な最低額を原理的にどのように決めるべきか、という議論は民主党政権の前の向きの提案の際もほとんど不在です。

ついですが、年金の最低保障額は、医療、介護、居住については別枠で「必要充足」を保障したうえで、生活保護の生活扶助（＋老齢加算）でよいでしょう。

いずれも、それぞれの制度で最低生活保障に資するという視点がないために、その時期のイデオロギー状況や財政議論で一方的に決められている感が拭えません。批判的世論も医療界を除き、まとまりを欠いていたと

記憶しています。

日本の世論調査では期待項目のトップにくるのはたいてい社会保障の充実です。しかし、要求や期待の具体性がいつも不足しており、政治への反映も力弱いものとなっています。諸制度の保障水準を人々が議論する際の共通基準が、長期にわたって喪失状態だったからではないか、筆者はそう考えます。

貧困の二つの基準

——「通常時は普通に暮らせる賃金」の重要な意味

そもそも、社会保障諸制度はどのような状態、ケースをカバーするはずのものなのか、に遡って考えましょう。いずれも、勤労の喪失、中断、非勤労世帯員の多さ、医療など特別なサービスの必要などの、いわば「特別需要」に対応して作られてきた歴史をもっています。ということは、逆に、特別需要が生じていない通常の時期には、賃金で普通に暮らすことができている、という想定で社会保障諸制

度は作られてきたはずですが。特別需要が生じた場合には——社会保障の場合には「保険事故」——そうした水準の通常時賃金の何十%かを給付することで、最低生活を保障する、少なくともそれが、諸制度に期待される給付水準だ、という流れです。

実は、1990年代中葉までの日本でも、日本型雇用を前提とした「男性世帯主が主に家計を維持できる世帯」を単位とするやり方で、〈普通に生活できる通常時の賃金〉と〈社会保障諸制度による保険事故時の「生活支援」〉という、外見上はこれに似たモデルが力を持っていました。

しかし、国家による最低生活「保障」は原則やらない、という大枠の方針の下ですから、貧困を減らす基本的方法は、経済成長と「中間層の育成・増大」におかれ、「底上げ」型の方向には向かいませんでした。「特別需要」の充たし方も、期待の重点は高賃金と貯蓄になり、居住確保も持ち家努力への支援が

中心でした。とくに1970年代までは、社会保障諸制度への期待は、生活環境や保育所不足、学校過密などを中心とする都市問題、および、核家族化の流れを受けた高齢者の医療と所得の確保に集まっていたと思います。

こうした大枠では、個人が単位とは考えられておらず、女性の働き手、単身を含めた女性の世帯主などについては、「例外」扱いであり、通常時賃金でも、保険事故時でも、最低生活を確保できない場合がごくふつうに生まれていたのです。単身でも通常賃金で普通に暮らせない場合、社会保障給付に期待できるものはわずかです。

これでは、賃金でここまでカバーする、そこから先は社会保障諸制度がめんどうをみる、という境界線の議論は困難です。男性世帯主への依存、貯蓄への依存が当然とされれば、社会保障諸制度が受け持つべき分担ラインは不明確にならざるをえないからです。

現代では、(男性世帯主が中心的稼ぎ手である夫婦と子)にカバーされている人の数も、割合も大きく減りました。たとえば、夫婦で子育てをしている女性の対人口割合は、30歳代で49%、40歳代で55%にすぎません(「国勢調査」2020年)。男性正規労働者の賃金の長期大幅下落の影響も大きく、いまや、個人を単位として、賃金と社会保障のあるべき姿を考え直すなければなりません。

その際、保険事故の際でも最低生活は可能という水準の賃金が土台とならなければならぬと思います。実際には、この金額は、全国34カ所で行われた「ふつうのミニマム」水準の生計費調査の結果に非常に近く、保険事故が起きていない場合は、ふつうの付き合ひ、ふつうの休養、レクリエーション、学び直しなどを可能とします⁽⁴⁾。

最低賃金の水準は、生活保護水準と比較されることが多いのですが、おかしな比較です。生活保護水準では、安定して、健

康で長期に働き続けることは容易ではないからです⁽⁵⁾。結局、労働者個人がふつうに暮らせる賃金を確保して、通常時はそれで暮らし、特別需要が生じたときには、社会保障諸制度で、最低生活を保障する、そうした枠組みが、諸制度のあるべき水準を考える際の共通基準ではないのか、そう思います。諸制度をそれに沿って作り直すことに対応して、生活保護制度のあり方も抜本的に変わる必要があるでしょう。

注釈

- (1) 東京の新宿区役所下で毎週行われている食料配布(「新宿ごはんぷらす」と「もやこ」共催)の参加者数から。2020.6.1:180、2021.8.21:352、2022.10.1:580、2023.1.28:685、2023.5.27:749。なお2023年1月～5月の平均は630(大西連氏のツイッター報告による)。
- (2) 特別定額給付金12・7兆円、子育て世帯への臨時特別給付金1・9兆円、低所得子育て世帯向けの臨時特別給付0・4兆円、企業からの休業補償を得られない労働者向けの「休業支援金・給付金」が0・34兆円。計約15・3兆円。
- (3) 「新型コロナウイルスと雇用・暮らしに関するNHK・JILPT共同調査

- 結果概要」(2020年12月)。
- (4) 「雇用調整助成金」「緊急安定雇用調整助成金」6・3兆円、「小学校休業等対応助成金・支援金」0・1兆円、計6・4兆円。
- (5) 首都圏青年ユニオン・首都圏青年ユニオン顧問弁護士「シフト制労働黒書」参照。
- (6) 「新型コロナウイルスと雇用・暮らしに関するNHK・JILPT共同調査結果概要」および、「就業構造基本調査」2017年から推計。
- (7) 雇用保険給付縮小の一連の改革については、後藤道夫「コロナ禍が露わにした(規制撤廃と)「家計補助」処遇」併存の蓄積——雇用保険を中心に(「労働法律旬報」2021年1月合併号)を参照されたい。
- (8) 短時間労働の大幅拡大の実態、背景、その影響、および、ジェンダー差別との密接な関連等については後藤道夫「「家計補助労働論」を乗り越える」(「経済」2023年4月号)を参照されたい。
- (9) 2020年度、2021年度各月の「その他世帯」数の対2019年度同月増加数を合計すると7・5万(世帯数×月数)であり、認定された収入額等を除いて実際に支給された扶助額の増加分累計は76億円である(「その他の世帯」の2020年度扶助額全国平均10・1万円)。これに対し、リーマン期2年間の増加分累計は、165・6万(世帯数×月数)、1768億円である(同上2012年度10・7万円)。コロナ期は壊滅的減少とみてよいだろう。
- (10) なお、コロナ期をふくむ近年は母子世帯と障害者世帯の受給が減り続けているため、世帯計の増加分は、その他の世帯の増加分より小さい。
- (11) この制度のうち、コロナ期で大きな役割を果たした「住居確保給付金」は2022年12月までで約25万件(再支給を含む)、558億円を支給した。東京23区の単身世帯では支給要件が月収13・8万円だが、これは生活保護水準に近い。資産要件はほぼ50万円と生活保護よりは緩和されている。このほかに、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」制度があり、福祉貸付が限度額に達した「生活保護に準じる水準の困窮世帯」が対象となっている。ほぼ同様の要件が設定されており、2022年3月までに再支給をふくめ、20・6万件、333・6億円が支給された。
- (12) この項と次項は「民医連医療」2023年2月号の後藤論文を用いている。より詳しくは後藤道夫「労働市場と最低生活保障」竹内・中西・後藤・小池・吉崎共著「平等主義が福祉をすくう——脱「自己責任」格差社会」の理論(青木書店、2005年)を参照されたい。
- (13) 推計方法については、『POSS E』36号の後藤論文を参照されたい。
- (14) 中澤秀一「「ふつうの暮らし」がわかる——生計費調査と最低賃金」後藤他編著「最低賃金1500円がつくる仕事と暮らし」大月書店、および、「最低生計費試算調査総括表」(全労連ウェブサイトに掲載)を参照されたい。
- (15) 後藤道夫「極貧がつけられる社会と雇用——「貧」から「困」へ」『世界』2020年12月号、岩波書店。